

特別割引用SF式IC証票取扱規則 目次

1. 総則

第1条	目的
第2条	変更
第3条	用語の意義
第4条	適用

2. 特別割引用SF式IC証票

第5条	使用方法
第6条	運賃の適用
第7条	身体障害者手帳および療育手帳の携帯
第8条	無効となる場合
第9条	使用停止
第10条	免責事項

特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則

2024.3.16 現在

1. 総則

【目的】

第 1 条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)線内において、スルッとKANSAIの発行する第 1 種身体障害者・介護者および第 1 種知的障害者・介護者用特別割引 IC カード(以下「特別割引用 SF 式 IC 証票」という)を使用して当社を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第 2 条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更にあたっては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第 3 条 この規則における用語の意義は、この特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則中に定めるもののほか、IC 証票取扱規則・旅客営業規則(以下「営業規則」という)・身体障害者運賃割引関連規則・知的障害者運賃割引関連規則等の定めるもの、および次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「本人用カード」とは、身体障害者のうち第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者の本人が使用可能な特別割引用 SF 式 IC 証票をいう。
- (2) 「介護者用カード」とは、本人用カードで当社線を乗車する際に介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 SF 式 IC 証票をいう。

【適用】

第 4 条 当社線における特別割引用 SF 式 IC 証票の利用については、この特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則を適用する。

2 この特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則に定めのない事項は、IC 証票取扱規則および営業規則等の定めによる。

2. 特別割引用 SF 式 IC 証票

【使用方法】

- 第5条** 記名人は、本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、IC 証票取扱規則第 14 条に規定する方法で同時に入場および出場しなければならないものとする。
- 2 前項の介護者は、本人用カードの記名人と同じ被介護者名が記載された介護者用カードを、必ず使用しなければならない。ただし、特別割引用 SF 式 IC 証票による当社と共通利用が可能な社局線内の利用で、当社線と連絡他社線を通じ片道 101 キロメートル以上の旅行の場合は、介護者の同行を必要としない。
- 3 記名人が車椅子を使用しているときは、介護者を 2 名まで同行させることができる。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、他の特別割引用(身体障害者・知的障害者用)乗車券にて同行することができるものとする。
- 4 記名人が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードで乗車することはできない。
- 5 西日本旅客鉄道株式会社線は、第 2 項で規定する連絡他社線の対象としない。

【運賃の適用】

- 第6条** 前条の使用方法にて特別割引用 SF 式 IC 証票を使用する場合、出場時に当該区間の身体障害者または知的障害者割引を適用した運賃相当額を減額する。

【身体障害者手帳および療育手帳の携帯】

- 第7条** 記名人は、本人用カードを用いて乗車するときは、身体障害者手帳または療育手帳を携帯し、係員の請求があった時はいつでも呈示しなければならない。
- 2 前項に規定する身体障害者手帳および療育手帳の呈示は、「ミライロ ID」の呈示をもって、これに代えることができる。

【無効となる場合】

- 第8条** 特別割引用 SF 式 IC 証票は、IC 証票取扱規則第 25 条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として取り扱う。
- (1) 介護者用カードを単独で使用したとき(乳幼児を含めた被介護者以外の介護利用も単独で使用したとみなす)
- (2) 第 5 条第 2 項ただし書き以外の乗車で本人用カードを単独で使用したとき
- 2 IC 証票取扱規則第 25 条の規定により本人用カードを無効として回収した場合、介護者用カードも無効として回収する。また、介護者用カードを無効として回収した場合、本人用カードも無効として回収する。

【使用停止】

第 9 条 IC 証票取扱規則第 25 条の規定のほか、前条に該当する事実が判明した場合、特別割引用 SF 式 IC 証票を使用停止することがある。

2 前項の規定による使用停止に際し、記名人に対し、特別割引用 SF 式 IC 証票発行事業者から情報を得て、告知をする場合がある。

3 第 1 項の規定による使用停止に対し、当社はその責を負わない。

【免責事項】

第 10 条 IC 証票取扱規則第 7 条およびこの規則の第 8 条ならびに第 9 条の規定により、特別割引用 SF 式 IC 証票が使用できず、第 6 条に規定する運賃の割引が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。